破産手続廃止

平成２１年（フ）第２６７６号
名古屋市千種区今池４丁目４番７号
破産者　富士建商事株式会社
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
愛知県尾張旭市西大道町前田3711番地
破産者　株式会社ディーテレビ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８号
愛知県豊橋市下地町字宮腰33番地リバーサイド宮腰1201
破産者　ディポイント株式会社
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８２号
埼玉県草加市柳島町275番地１　古庄ハイツ102号、破産手続開始時の住所埼玉県草加市柳島町525番地１　草加スカイハイツ222号
破産者　深瀬　順一
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市秋谷３丁目６番16号
破産者　武田　恵雪（旧姓沖田）
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４２号
石川県加賀市田尻町浜山２番地の50
破産者　大井　哲志
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３７７号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目６番16号　山下ビル
破産者　吉村　嘉員
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５９号
三重県伊賀市愛田559番地
破産者　山根　友和
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２１８号
滋賀県近江八幡市鷹飼町829番地６
破産者　辻　　芳治
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第５３号
兵庫県西宮市川添町１番24―203号、破産手続開始決定時の住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊6036番地78
破産者　大川　益実
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２２３６号
愛知県尾張旭市平子町東289番地
破産者　山本商事株式会社
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９５０号
名古屋市昭和区駒方町６丁目11番地の２　ムーニー駒方103号
破産者　鈴木　喜朗
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９９号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ヶ谷町53番地28　ウィンベル・ソロ保土ケ谷第１―204号、開始決定時の住所横浜市神奈川区菅田町1160番地　コーポ田口103号
破産者　田口　信義
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３号
神奈川県大和市草柳２丁目20番地２　大和南パークホームズ205号
破産者　川口　　亮
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４６号
横浜市港南区上大岡東１丁目11番27―205号
破産者　岡部　正幸
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１１号
横浜市磯子区洋光台４丁目32番32―104号
破産者　田中　正人
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町211番地
破産者　塚本　晃司
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部